

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：都市計画課)

1	施設名	滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森に限る。）	
2	施設の概要	公園面積 21.3ha	
		施設内容 ・ビジターセンター（会議室、展望台） ・多目的運動広場（夜間照明施設） ・テニスコート（全天候型コート4面、クレーコート2面）（夜間照明施設） ・グラウンドゴルフ場（24ホール） ・多目的広場（防災ヘリ離着陸可能芝生広場含む） ・駐車場 2カ所 ・倉庫 1棟 ・ゴミ集積場 1棟 ・浄化槽 1基 ・トイレ 5棟 ・遊具広場 （所在地）長浜市早崎町1667 （設置目的）都市公園（総合公園） （設置年月）昭和62年4月	
3	募集概要	募集方法	公募
		募集要項配布期間	令和6年8月20日～令和6年10月1日
		申請受付期間	令和6年9月30日～令和6年10月1日
		指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
		管理業務内容	(1) 滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
管理料参考額	158,555,000円（消費税および地方消費税を含む。）		
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		グループの構成 (グループ申請の場合)	
	滋賀県米原市大野木1777番地	ヤمامログループ	株式会社ビッグブレス 山室木材工業株式会社 株式会社サンファミリー いぶきグリーンエナジー株式会社
	滋賀県東近江市五個荘竜田町627-2	特定非営利活動法人P.P.P.滋賀	—
			合計 2者

5 審査の概要および結果 審査結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。																																																	
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	滋賀県指定管理者等選定委員会（都市公園部会） LLP木民 東逸平 弁護士 稲田ますみ *立命館大学工学部 教授 岡井有佳 立命館大学工学部 准教授 金度源 公認会計士 山本憲宏																																																	
	審査基準	別紙参照																																																	
	審査経過	第1回指定管理者等選定委員会（都市公園部会） 開催日：令和6年8月1日 内容：指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回指定管理者等選定委員会（都市公園部会） 開催日：令和6年10月18日 内容：事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定																																																	
	指定管理者の候補者	ヤマムログループ																																																	
評価結果、選 定理由、選定 委員会の概 要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点:30)</th> <th>選定基準2 (配点:185)</th> <th>選定基準3 (配点:125)</th> <th>選定基準4 (配点:150)</th> <th>選定基準5 (配点:10)</th> <th>合計 (配点:500)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヤマムログループ</td> <td>24.4</td> <td>144.8</td> <td>90.6</td> <td>102.4</td> <td>2.0</td> <td>364.2</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀</td> <td>22.0</td> <td>114.8</td> <td>78.8</td> <td>97.2</td> <td>2.0</td> <td>314.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※点数は各委員の平均値（500点満点）</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヤマムログループ</td> <td>407</td> <td>345</td> <td>385</td> <td>362</td> <td>322</td> <td>1821</td> <td>364.2</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀</td> <td>351</td> <td>306</td> <td>301</td> <td>380</td> <td>236</td> <td>1574</td> <td>314.8</td> </tr> </tbody> </table>						申請者	選定基準1 (配点:30)	選定基準2 (配点:185)	選定基準3 (配点:125)	選定基準4 (配点:150)	選定基準5 (配点:10)	合計 (配点:500)	ヤマムログループ	24.4	144.8	90.6	102.4	2.0	364.2	特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	22.0	114.8	78.8	97.2	2.0	314.8	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	ヤマムログループ	407	345	385	362	322	1821	364.2	特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	351	306	301	380	236	1574	314.8
申請者	選定基準1 (配点:30)	選定基準2 (配点:185)	選定基準3 (配点:125)	選定基準4 (配点:150)	選定基準5 (配点:10)	合計 (配点:500)																																													
ヤマムログループ	24.4	144.8	90.6	102.4	2.0	364.2																																													
特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	22.0	114.8	78.8	97.2	2.0	314.8																																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																												
ヤマムログループ	407	345	385	362	322	1821	364.2																																												
特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	351	306	301	380	236	1574	314.8																																												

○提示額一覧表

申請者	提示額
ヤマムログループ	158,555,000円
特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	158,500,000円

【選定理由】

ヤマムログループを候補者に選定するにあたり、各選定基準において特に評価されたものは以下のとおりである。

- ・選定基準1については、公園の設置目的を踏まえた管理運営方針の提案が評価された。
- ・選定基準2については、利用者の増加を図るための提案や、地域・関係団体との連携に関する提案が評価された。
- ・選定基準3については、経費の縮減に関する提案や、収支計画の内容・妥当性が評価された。
- ・選定基準4については、安定的な運営が可能となる経理的基盤が評価された。
- ・選定基準5については、県内に本店を有する事業者であることが評価された。

【指定管理者選定委員会の概要】

(選定委員会での主な意見)

・ヤマムログループは、地域密着の企業を構成員としており、グループ全体での支援を取り込める。また、地域・関係団体との連携により管理運営することで、地域の発展に繋がることを期待する。

・特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀は、施設を良好に運営した実績はあるものの、利用促進に関して熱意が感じられず、公園管理については今まで以上のことに関してあまり計画が示されていない。

上記の結果、ヤマムログループを指定管理者の候補者として選定した。

別紙 《審査の基準》

選定基準 (条例第9条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	小計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・参加意欲があるか	3 基本方針等	10	30
		・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか	〃	10	
		・高齢者・障害者等にも配慮した施設利用の公平性が確保されているか	〃	10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の効用発揮	・公園の特性と課題を理解しているか	4 実施計画	10	185
		・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か	〃	10	
		・管理水準向上のための維持管理方策が示されているか	〃	10	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている管理水準が提案されているか	4 実施計画	10	
		・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか	5 公園の安全管理	10	
		・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか。	〃	10	
		・公園施設および植栽の維持管理業務(病虫害対策を含む)は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか)	4 実施計画 5 公園の安全管理 本公園における年間維持管理計画表	10	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進方策は具体的に示されているか	6 利用促進策、利用者増への取り組み	10	
		・利用者の多様なニーズを的確に捉え、施設の有効活用、情報発信の観点から利用促進に繋がる計画となっているか。	〃	10	
		・県民参加・県民協働に対する考え方が具体的に示されているか	〃	10	
	・地域や関係団体との連携	・地域との連携策が具体的に示されているか	7 地域や関係機関との連携	15	
		・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・適切な自主事業の内容となっているか(今まで以上のサービス水準が示されているか)	8 自主事業の運営	
	・自主事業の計画と当該公園の基本的な運営方針は整合しているか		〃	15	
・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか	9 利用者への対応	20		
	・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか	10 利用料金に関する考え方	20		
・利用料金が適切に設定されているか					
・利用料金収入を増やすための具体的な方策が示されているか					

3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（3号）	・施設の管理に係る経費の額および積算根拠	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	10 収支計画書	65	125
		・経費の縮減が具体的に示されているか	〃	10	
		・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか	〃	10	
	・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性	・良好な公園管理が持続的に可能かという観点から見て、収支計画の内容に妥当性があるか	4 実施計画書 8 自主事業の運営	20	
		・自主事業の収支が適切に計画されているか	10 収支計画書 11 委託業務内容（参考資料）	20	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（4号）	・安定的な運営が可能となる人的能力	・本社を含めた組織体制、責任・執行体制が示されているか。	12 人員体制	10	150
		・現場における責任者・人員配置・ローテーション等が具体的に示されているか	13 人員配置計画等	10	
		・職員の指導育成、研修体制は具体的に示されているか	14 人材の育成計画	10	
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・当該公園の業務を安定確実に実行する経営規模を有しているか	法人の概要、定款、法人の登記事項証明書、財務諸表（計算書類）、登録証明書等	10	
		・団体の財務状況は健全か	〃	20	
		・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	〃	10	
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか	15 過去の事業実績	20	
	・その他適切な運営を行うための能力（災害対策等）	・危機管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか	16 緊急時の体制および対策・防災対策	10	
		・県の地域防災計画に基づき、台風・地震等の異常気象・災害時に防災拠点としての対応ができる体制・行動計画が具体的に示されているか。	〃	10	
		・施設管理責任者および植栽管理責任者に、県が望ましいと掲げた有資格者を配置しているか	2 管理責任者	10	
		・環境への配慮が具体的に示されているか	17 環境への配慮	10	
		・円滑な事務引継への取り組みが具体的に示されているか ・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか	18 円滑な業務引継に向けての計画 19 特記事項	10	
		・人権等に配慮した業務の遂行が可能か	9 利用者への対応	10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか	・定款	2	10
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	2	
		・高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	2	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	2	
合計				500 点	

- ・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
- ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 - ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。
また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。